

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年7月2日
道 央 信 用 組 合
金融整理管財人

一 はじめに

当組合は、平成12年12月1日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行ないました。これを受けて、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行い平成13年5月21日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月1日に選任されてから直ちに開始いたしました。金融再生法第18条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をしておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

二 旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人は、金融整理管財人補佐及び職員の協力をえて法的責任追求の調査・検討を行ってまいりました。平成13年3月には、弁護士2名、公認会計士1名からなる「経営責任解明調査事務局」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構特別業務部の協力を得て「経営責任解明調査事務局」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内容調査をしたほか、役職員への事情聴取を行うなど、可能な限り調査しましたが、現在までのところ訴追すべき不法行為は見られませんでした。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合破綻の直接の要因が有価証券の評価損にあることから、多額の評価損が発生した理由及びこれに旧経営陣がどのように関与したのかを調査しました。また、個別融資に関しても、旧経営陣がどのような対応してきたか、融資条件について問題点がなかったのかについて調査を行いました。

(2) 調査結果

i) 有価証券取引による損害の発生

① 有価証券取引を増加させた経緯

当組合は、昭和61年度までは余資の運用として転換社債、投資信託及び外国証券を中心に運用を行っていました。しかし、当組合は、昭和60年度から平成2年度にかけて、炭鉱の相次ぐ閉山等、地域産業が構造的に問題をかかえていた状況にあり、貸出について延滞債権が多額に上り、また融資先も限定されるなど、貸出による運用が伸びない状態でした。そのため、当組合は、昭和62年度以降は株式をも運用対象とし、余資の運用のウエートを増やす経営方針をとりました。

しかし、バブル崩壊による株式の下落により平成3年に至り、経営方針を変更し有価証券の取得を中止しております。

② 有価証券取引による損害

有価証券に対する運用総額は昭和61年度期末においては金32億6500万円であったものが、ピーク時である平成2年度期末においては金63億5600万円に及びました。その一方で、売却益を見込めるものについては順次売却処分をしたものの、評価損が発生したものについてはその保有を続け、その結果、昭和63年度期末においては金5億4900万円の評価損にすぎなかったものが、その後の株式市場の下落に伴い、平成元年度期末には金9億9200万円、平成2年度期末には金16億7700万円、平成3年度期末には金24億3900万円にも及び、その後は評価損が金25億円から金29億4000万円の間で推移し、多額の評価損が固定化しております。

③ 有価証券運用の問題点

当組合の有価証券の運用についての規定は存したが、現実の有価証券の売買については、取引のある証券会社からの勧めに応じて売買を行うことが中心であり、当組合が主体的に有価証券の効果的な運用を検討するといった体制とはなっていなかった。また、運用ルールについても、各年度毎の余資運用計画書においては、ロスカットルールとして専行権限の定めはなされているが、実際にはロスカットルールの適切な適用がなされないままに損失を拡大させています。

有価証券運用の危険性を十分認識せず、当時のいわゆるバブルの風潮に乗って安易に有価証券投資を行い評価損を発生させた点、及び適切なロスカットルールの運用をしなかったことにより評価損を増大させた点に問題が存しました。

ii) 特定金銭外信託契約について

① 本件金外信契約締結の経緯

当組合は、昭和62年から平成2年ころにかけて取得した有価証券について多額の評価損を抱えていたましたが、決算上においては有価証券を簿価にて計上して、決算書上においてはその評価損を表面化させない決算を継続していました。しかしながら、監督官庁から平成9年3月期においては、有価証券の評価損の償却の先延ばしは認められないとの見解が示され、有価証券評価損の決算対策を余儀なくされるに至りました。

当組合は、外資系金融機関から、金銭信託以外の金銭信託契約（以下、「本件金外信契約」という）について、時価のない非上場債権であること、原価法による処理をすることで会計上も法律上も問題はなく、監督官庁にも商品の説明済みであると説明を受けました。当組合は、監督官庁に契約をする旨の事前照会を行い、平成9年2月25日に本件金外信契約を締結し、当該契約に伴い余資運用計画変更届出書を提出しております。

なお、本件金外信契約における運用商品が格付がAAAである大手保険グループの100%子会社の債権であること、償還額自体を償還期日における円ドルレートと連動させて為替リスクに対応していることから、本件金外信契約はリスクの低い契約でした。

ちなみに、当組合は、平成13年1月17日、本件金外信契約を解約し、解約により金158,369,788円の運用益を得ています。

② 本件金外信契約締結の問題点

本件金外信契約は、平成9年2月時点における当組合の有価証券の評価損約26億5900万円について、その一括償却を回避するため、当該評価損を長期契約によって償却することを主な目的として締結されたものです。第二次的な目的として資産減価の回避を図りリスクを極力少なくした中での資産の有効活用をはかることにもありましたが、その主たる目的としては、平成9年3月期以降の決算対策として、有価証券の評価損の表面化を避けることにありました。

こうした目的に基づいてなされた本件金外信契約は、組合員及び債権者に対して組合の経営状況を正確に伝えるという情報開示の観点、すなわち決算処理上問題がありました。

iii) 個別融資案件について

個別融資案件については、その調査範囲を、①過去10年間において償却をした貸出残高5000万円以上の融資および役員（親族、関連企業を含む）に対する融資、並びに②5000万円以上の貸出残高の融資のうち、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に区分される融資並びに融資残高上位20先に対する融資として、これらの融資先について、検査資料、決算資料、及び現在の融資先リストにしたがって調査すべき融資先について絞り込みを行いました。この経過を経て、融資案件については29先の融資条件について、融資資料及び役員・職員からの事情聴取等により個別に調査を行いました。

しかし、個別案件については、民事責任を追及すべき案件は、現在までの調査では確認できていません。

(3) 調査結果に基づく検討

① 有価証券取引による損害の発生について

a 有価証券投資を行い評価損を発生させたことについて

取得した有価証券については、特殊なハイリスク・ハイリターン商品ではなく、評価損についても、そのほとんどがいわゆるバブル経済崩壊による株式市

場の急落が原因となった評価損です。さらに、評価損が発生している有価証券の取得は昭和62年から平成2年にかけての取得がほとんどであり、当時の株式市場の状況からすれば有価証券を取得して運用しようとしたことについて法的責任まで追及できるか疑問があるだけでなく、すでに行為時から10年以上を経過しており時効の問題が存在し、有価証券を取得した点について役員の民事責任を追及することは困難と判断されます。

b 評価損を拡大したことについて

ロスカットルールの適応をせずに評価損を拡大したのは主に平成元年度から3年度であり、平成2年度以前については、すでに行為時から10年以上を経過しており、民事上の責任を追及するためには時効の問題が存在します。また、平成3年度以降において評価損を拡大を放置した点については、平成2年度期末における評価損は既に金16億7700万円に達しており、これに対して当組合の同期末における組合員勘定は金20億1300万円（このうち法定準備金と特別積立金、前期繰越金の合計額は16億3800万円）であり、損失拡大防止のために直ちに売却処分をした場合には、既に当組合の存立が著しく危ぶまれる状態にまで達しており、このような状況下において、将来の値戻りに期待し、営業収支の改善をはかるなどしながら有価証券の保有を継続した不作為について役員らに対し民事上の損害責任を追及するのは、経営判断の問題もあり、困難であると判断せざるをえません。

以上のとおり、結論としては、有価証券運用による損失について、役員らに対し民事上の損害賠償責任を問うことは、現時点においては困難であると判断されます。

② 本件金外信契約の締結について

本件金外信契約は、決算処理上問題がありましたが、解約により1億5800万の運用益を得ており経済的な損害は発生していません。

当組合の有価証券の評価損の問題については、昭和62年以降、評価損がどの程度あるかについては、監督官庁に対しては決算報告にあたって每期正確な情報を開示しており、本件金外信契約を締結する理由についても監督官庁に届出しています。このような事情からすれば、役員において、当該商品の商品性については違法な決算処理につながるものであるとの認識がなく、償還時において対策が必要となるであろうという認識しか持っていなかったものと推測されます。

したがって、本件金外信契約の締結について意思決定をなした役員らに対して民事上の損害賠償責任を問うことは困難であると判断されます。

③ 個別融資案件について

個別融資案件については、経営責任解明調査事務局において精力的に調査を行ってまいりましたが、現在まで、民事責任を追及すべき案件は確認されていません。

4. 今後の対応

今後、上記の責任解明調査事務局が調査した債権ならびにその他の不良債権を、株式会社整理回収機構に譲渡することになりますので、同社において引続き責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権も同社に譲渡する予定です。

以上